

法人文書開示請求書

年 月 日

[製品評価技術基盤機構理事長] 殿

氏名又は名称： (法人その他の団体にあつてはその名称及び代表者の氏名)

住所又は居所： (法人その他の団体にあつては主たる事務所の所在地)
〒

TEL ()
連絡先：(連絡先が上記の本人以外の場合は、連絡担当者の住所・氏名・電話番号)

独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第4条第1項の規定に基づき、下記のとおり法人文書の開示を請求します。

記

1 請求する法人文書の名称等

(請求する法人文書が特定できるよう、法人文書の名称、請求する文書の内容等をできるだけ具体的に記載してください。)

2 求める開示の実施の方法等 (本欄の記載は任意です。)

ア又はイに○印を付して、その具体的な方法等を記載してください。

ア 写しの送付を希望する。
 <実施の方法> ① 複写の郵送 ② CD・DVDの郵送
 イ 事務所における開示の実施を希望する。
 <実施の方法> ① 複写の交付 ② CD・DVDの交付 ③ 閲覧
 <実施の希望日>

〈開示請求手数料(1件300円)の納付〉

開示請求時に銀行口座をお伝えしますので、銀行振込により納付をお願いいたします。窓口での現金納付をご希望の場合は事前にご相談ください。

※これより下の欄は記入しないでください。

備考	
----	--

「法人文書開示請求書」（裏面又は別添）

<記載に当たっての注意事項>

1 「氏名又は名称」「住所又は居所」

個人で開示請求をする場合は、あなたの氏名、住所又は居所を、法人その他の団体の場合にあっては、その名称と代表者の氏名及び所在地を記載してください。なお、氏名にはふりがなの記載をお願いします。

ここに記載された住所及び氏名により、開示決定通知等を行うこととなりますので、正確に記入願います。

連絡等を行う際に必要となりますので、電話番号も記載してください。

2 「連絡先」

連絡等を行う場合に、「氏名又は名称」欄に記載された本人と異なる方に行う必要があるときは、連絡担当者の氏名、住所及び電話番号を記載してください。なお、氏名にはふりがなの記載をお願いします。

3 「請求する法人文書の名称等」

開示を請求する法人文書について、その名称、情報について整理番号などが振られている場合はその番号など、お知りになりたい情報の内容等をできる限り具体的に記載してください。

4 「求める開示の実施の方法等」

請求される法人文書について開示決定がされた場合に、開示の実施の方法、事務所における開示を希望される場合の希望日について御希望がありましたら、記載してください。

なお、開示の実施の方法等については、開示決定後に提出していただく「法人文書の開示の実施方法等申出書」により申し出ることができます。

<開示請求手数料の納付について>

開示請求を行う場合には、1件の法人文書につき300円を納付していただくこととなっています。開示請求時に銀行口座をお伝えしますので、銀行振込により納付をお願いいたします。窓口での現金納付をご希望の場合は事前にご相談ください。

詳しくは、情報公開窓口にお尋ねください。

法人文書開示請求書

○年 ○月 ○日

[製品評価技術基盤機構理事長] 殿

氏名又は名称： (法人その他の団体にあつてはその名称及び代表者の氏名)

株式会社 ○○○ 代表取締役社長 ○山○雄

住所又は居所： (法人その他の団体にあつては主たる事務所の所在地)

○○区 ○○町 ○○ 00-00

〒000-0000 TEL 03 (0000) 0000

連絡先：(連絡先が上記の本人以外の場合は、連絡担当者の住所・氏名・電話番号)

○○課 ○野○夫 内線 0000

独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第4条第1項の規定に基づき、下記のとおり法人文書の開示を請求します。

記

1 請求する法人文書の名称等

(請求する法人文書が特定できるよう、法人文書の名称、請求する文書の内容等をできるだけ具体的に記載してください。)

○○に関する報告書（平成12年度）

2 求める開示の実施の方法等 (本欄の記載は任意です。)

ア又はイに○印を付して、その具体的な方法等を記載してください。

ア 写しの送付を希望する。

<実施の方法> ① 複写の郵送 ② CD・DVDの郵送

イ 事務所における開示の実施を希望する。

<実施の方法> ① 複写の交付 ② CD・DVDの交付 ③ 閲覧

<実施の希望日>

〈開示請求手数料（1件300円）の納付〉

開示請求時に銀行口座をお伝えしますので、銀行振込により納付をお願いいたします。窓口での現金納付をご希望の場合は事前にご相談ください。

※これより下の欄は記入しないでください。

備考	
----	--

法人文書開示請求書

○年 ○月 ○日

[製品評価技術基盤機構理事長] 殿

氏名又は名称：（法人その他の団体にあつてはその名称及び代表者の氏名）

○川○雄

住所又は居所：（法人その他の団体にあつては主たる事務所の所在地）

○○区 ○○町 ○○ 00-00

〒000-0000 TEL 03 (0000) 0000

連絡先：（連絡先が上記の本人以外の場合は、連絡担当者の住所・氏名・電話番号）

代理人 ○川○夫 ○○区○○町△△ 00-00

TEL 03 (0000) 0000

独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第4条第1項の規定に基づき、下記のとおり法人文書の開示を請求します。

記

1 請求する法人文書の名称等

（請求する法人文書が特定できるよう、法人文書の名称、請求する文書の内容等をできるだけ具体的に記載してください。）

○○に関する報告書（平成12年度）

2 求める開示の実施の方法等（本欄の記載は任意です。）

ア又はイに○印を付して、その具体的な方法等を記載してください。

ア 写しの送付を希望する。

＜実施の方法＞ ① 複写の郵送 ② CD・DVDの郵送

イ 事務所における開示の実施を希望する。

＜実施の方法＞ ① 複写の交付 ② CD・DVDの交付 ③ 閲覧

＜実施の希望日＞

〈開示請求手数料（1件300円）の納付〉

開示請求時に銀行口座をお伝えしますので、銀行振込により納付をお願いいたします。窓口での現金納付をご希望の場合は事前にご相談ください。

※これより下の欄は記入しないでください。

備 考	
-----	--

○年 ○月 ○日
事 務 連 絡

独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律に基づく
開示請求に対しての補正依頼について

[開示請求者] 様

製品評価技術基盤機構

○ ○ ○ ○ ○ 課

{あなた、貴社等} が、 年 月 日付けをもって提出された開示請求書（同封）については、下記のとおり {記載漏れがあるため、趣旨が不明であるため}、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年12月5日法律第140号）第4条第2項の規定により、 年 月 日までに当該開示請求書を補正することを依頼します。

なお、上記期限までに補正が行われなときには、当該開示請求書に同法第4条第1項にいう形式上の不備があることを理由として、不開示決定をすることがあります。

記

1. {記載漏れ、趣旨が不明} の項目名 :
2. {記載漏れ、趣旨が不明} の内容等 :

年 月 日

開示請求取下げ書

[製品評価技術基盤機構理事長] 殿

氏 名
住 所
連絡先

独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第4条第1項の規定に基づき、
年 月 日付けにて下記のとおり行った開示請求については取下げをします。

記

○請求をした法人文書名

〇〇〇第〇〇〇号
〇年 〇月 〇日

法人文書開示決定通知書

[開示請求者] 様

[製品評価技術基盤機構理事長名]

〇年〇月〇日付で、別添（写し）のとおり請求を受け付けました法人文書の開示請求について、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第9条第1項の規定に基づき、下記のとおり、開示することとしましたので通知します。

なお、開示の実施の方法等の申出については、この通知書を受け取った日から30日以内に、同封した「法人文書の開示の実施方法等申出書」により行ってください。

記

- 1 開示する法人文書の名称及び枚数
- 2 不開示とした部分とその理由
- 3 開示の実施の方法等

- (1) 開示の実施の方法等 ※別紙の説明事項を必ずお読みください。
下表に記載した開示の実施の方法から希望する方法を選択することができます。

法人文書の種類・数量等	開示の実施の方法	開示実施手数料の額 (算定基準)	法人文書全体について 開示の実施を受けた場合 の基本額
1の法人文書 A4判〇枚	①閲覧 ②複写機により複写したものの交付 ③電子媒体での交付	①100枚ごとに100円 ②モノクロ用紙1枚につき10円 カラー用紙1枚につき20円 ③CD1枚につき100円 文書1枚につき10円	①〇〇円 ②〇〇円 ③〇〇円

上記開示手数料基本額から開示請求手数料300円を差し引いた額が実際の開示手数料となります。なお、上記開示手数料基本額は全文書を同一開示方法で開示した場合の額であり、分割を望む場合は、必ずしも一致しません。

※参考：開示請求書によって希望された方法の場合、実際の開示実施手数料は 円
郵送を希望の場合は、3(3)の郵便切手が別途必要です。
(開示請求書に開示の実施方法の希望がなかった場合は記載不要)

- (2) 事務所における開示を希望する場合の実施することができる日時、場所
日時：〇年〇月〇日()～〇月〇日() (土・日曜日及び休日を除く。)
9:30から17:00まで(12:00から13:00を除く。)
場所：製品評価技術基盤機構(情報公開窓口)
東京都渋谷区西原2-49-10 (Tel: 03-3481-1928)

※ 記載された日時に不都合がある場合には調整することになりますので、その場合には、

お手数ですが「4 担当課室等」に記載した担当までご連絡ください。

また、第三者からの不服申立て等があった場合には、別途開示を実施することができる日の日程を調整することがあります。

(3) 写しの送付を希望する場合の準備日数、送料

<準備日数> 「開示の実施方法等申出書」が提出及び次に記載の送料が納付された日から1週間後までに発送予定

<送料> 通常郵便物 A4 判定形外の場合：〇〇円 CD 等の場合：〇〇円

「開示の実施方法等申出書」に上記金額の郵便切手を同封してください。

(4) 開示実施手数料の納付について

上記(1)で選択した方法での開示実施手数料を銀行振込により納付ください。

振込先 ●●銀行 ●●店番号：●●●●

●●預金 口座番号：●●●●●●●●

独立行政法人 製品評価技術基盤機構

※お振込の際はお名前の後ろに「ジ ョウホクカイ」等、情報公開手数料と分かるよう御記入ください。

なお、窓口での現金納付をご希望の場合は事前にご相談ください。

4 担当課室等

所属課室 氏 名

電話番号 〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

※ この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定に基づき、独立行政法人製品評価技術基盤機構理事長に対して審査請求をすることができます。

(別紙)

<説明事項>

1 「開示の実施の方法等」の選択について

開示の実施の方法等の申出については、この通知書を受け取った日から 30 日以内に、同封した「法人文書の開示の実施方法等申出書」に所要の開示実施手数料を納付して行ってください。

開示の実施の方法は、3(1)「開示の実施の方法等」に記載されている方法から自由に選択できます。必要な部分のみの開示を受けること（例えば、100 頁ある文書について冒頭の 10 頁のみ閲覧する等）や部分ごとに異なる方法を選択すること（冒頭の 10 頁は「写しの交付」を受け、残りは閲覧する等）もできます。一旦、閲覧をした上で、後に必要な部分の写しの交付を受けることもできます（ただし、その場合は、最初に閲覧を受けた日から 30 日以内に、別途「法人文書の更なる開示の申出書」を提出していただく必要があります。）。

事務所における開示の実施を選択される場合は、3(2)「事務所における開示を実施することができる日時、場所」に記載されている日時から、ご希望の日時を選択してください。記載された日時に都合がよいものがない場合は、お手数ですが、「4 担当課等」に記載した担当までご連絡ください。なお、開示の実施の準備を行う必要がありますので、「法人文書の開示の実施方法等申出書」は開示決定通知書に記述された日までに当方に届くようにご提出願います。

また、第三者からの不服申立て等があった場合には、別途開示を実施することができる日程を調整することがありますので、ご承知置きください。

写しの送付を希望される場合は、「法人文書の開示の実施方法等申出書」にその旨を記載してください。なお、この場合は、開示実施手数料のほかに、送料（郵便切手）が必要になります。

2 開示実施手数料の算定について

(1) 手数料額の計算方法

開示実施手数料は、選択された開示の実施の方法に応じて、定められた算定方法に従って基本額（複数の実施の方法を選択した場合はそれぞれの合算額）を計算し、その額が 300 円までは無料、300 円を超える場合は当該額から 300 円を差し引いた額となります。

(例)

150 頁ある法人文書を閲覧する場合：

100 枚までごとにつき 100 円 → 基本額 200 円 → 手数料は無料

150 頁ある法人文書の写しの交付を受ける場合：

用紙 1 枚につき 10 円 → 基本額 1,500 円 → 手数料は 1,200 円

150 頁ある法人文書のカラーの写しの交付を受ける場合：

用紙 1 枚につき 20 円 → 基本額 3,000 円 → 手数料は 2,700 円

150 頁ある法人文書のうち 100 頁を閲覧し、10 頁について写しの交付を受ける場合（残りの 40 頁は開示を受けない）：

閲覧に係る基本額 100 円 + 写しの交付に係る基本額 100 円 = 計 200 円 → 手数料は無料

150 頁ある法人文書の写しの交付を CD で受ける場合：

用紙 1 枚につき 10 円、CD 100 円 → 基本額 1,600 円 → 手数料は 1,300 円

但し、移送により複数の法人機関において開示が実施されることとなる場合（この場合、そ

の旨開示請求者に通知されます。)には、開示決定が早く行われた法人文書について 300 円が控除されることになり、なお控除可能な残額がある場合には、次に開示決定が行われた法人文書について控除可能残額の調整を行うこととなります。

参考：開示実施手数料の額（枚数・基本額は例）

法人文書の種類・数量等	開示の実施の方法	開示実施手数料の額 (算定基準)	法人文書の全体について開示の実施を受けた場合の基本額
例 1. A4 判文書 モノクロ 100 枚	①閲覧	100 枚までにつき 100 円	100 円
	②複写機により複写したものの交付	用紙 1 枚につき 10 円	1,000 円
	③電子媒体での交付	CD 1 枚につき 100 円 文書 1 枚につき 10 円	1,100 円
例 2. A4 判文書 カラー 50 枚	①閲覧	100 枚までにつき 100 円	100 円
	②複写機によりカラーで複写したものの交付	用紙 1 枚につき 20 円	1,000 円
	③電子媒体での交付	CD 1 枚につき 100 円 文書 1 枚につき 10 円	600 円

(2) 手数料の減免

生活保護を受けているなど経済的困難により手数料を納付する資力がないと認められる方については、開示請求 1 件につき 2,000 円を限度として、手数料の減額又は免除を受けることができます。減額又は免除を受けたい方は、「開示実施手数料の減額（免除）申請書」を提出してください。

(3) 手数料の納付

開示実施手数料は、提出される「法人文書の開示の実施方法等申出書」とともに相当額を現金、または銀行振込で納付してください。（銀行振込の場合はその旨を窓口担当者にお伝えください。）

3 不服申立て等

この決定に対して不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）の規定に基づき、独立行政法人製品評価技術基盤機構理事長に対して審査請求をすることができます。

4 事務所での開示の実施について

事務所における開示の実施を選択され、その旨「法人文書の開示の実施方法等申出書」により申し出られた場合は、開示を受ける当日、事務所に来られる際に、本通知書をご持参ください。

5 担当課室等

開示の実施の方法等、開示実施手数料の算定・納付方法、不服申立ての方法等について、ご不明な点等がございましたら、担当までお問い合わせください。

「法人文書開示決定通知書」の記載要領

「法人文書開示決定通知書」（様式第4号）については、以下のように記載するものとする。

1 開示する法人文書の名称

開示請求書に記載された「請求する法人文書等の名称等」により特定し、開示決定（一部開示を含む。）を行った法人文書の名称を正確に記載する。

- （例）(1)〇〇〇報告書
 (2)今後の△△△政策について

2 不開示とした部分とその理由

上記法人文書の一部を開示する場合には、開示しないこととした部分とその理由を、できる限り具体的に記載する。

法人文書を全部開示する場合は、「無し」と明記する。

なお、いずれの場合にも行政不服審査法による不服申立ての対象となるので、その旨教示することが必要である（全部開示を行った場合においても、文書特定の過誤を理由に不服申立てを提起することが可能であるため。）。

3 開示の実施の方法等

(1) 開示の実施の方法

開示決定した法人文書について、実施することができる「開示の実施の方法」等をすべて記載するが、開示請求書において開示の実施の方法等に関する希望が記載されているか否か、その記載された方法による実施が可能か否かにより、表上の説明事項の記載内容を変えて記載する（記載例を参照のこと）。

(2) 開示実施手数料

- ① 開示実施手数料は、記載した開示の実施の方法ごとに、情報公開手数料規程（管理一法B一公開手数料）を基に計算される法人文書全体について開示を実施する場合の手数料の基本額を「法人文書全体について開示の実施を受ける場合の基本額」欄に、それぞれ記入する。後述<記載例>参照

- ② 情報公開手数料規程により、開示実施手数料を減額又は免除する場合は、その旨を3（1）開示の実施の方法等欄に記載する。

(1) 開示の実施の方法等			
法人文書の種類・数量等	開示の実施の方法	開示実施手数料の額 (算定基準)	法人文書の全体について開示の実施を受けた場合の基本額
1の法人文書 A4判文書 100枚	①閲覧	情報公開手数料規程により免除	100円
	②複写機により複写したものの交付		1,000円

(3) 事務所における開示を実施することができる日時、場所

日時については、開示を受ける者の申出期間を考慮する等、適切に設定する。

場所は、事務所名及び住所を明確に記載する。

(注) 開示に反対する意思を表示する意見書を提出した第三者に関する情報が開示されることとなった場合における開示を実施することができる期間の始期は、開示決定した日＋2週間の日付を記載すること。

(4) 写しの送付を希望する場合の準備日数、送料

写しの送付を行う場合の準備日数を、例えば「開示の実施の方法等に係る申出書の提出があった日から○日後までに発送」のように、開示請求者に送付される時期の目途が分かるように記載する。

送料については、法人文書の全体の写しを送付する場合の送料を記載する。なお、開示請求者の希望がその一部であることが判明している場合は、それに対応した写しの送付に係る送料も記載することが望ましい。

4 裏面（又は別添）の説明事項について

「開示の実施の方法等」の選択すべきこと、開示実施手数料の算定方法（情報公開手数料規程により減免される場合はその旨）等について、表面に記載する内容に応じて、分かりやすく説明を記載する。

<記載例>

(1) 開示の実施の方法等

下表に記載した開示の実施の方法から希望する方法を選択することができます。

法人文書の種類・数量等	開示の実施の方法	開示実施手数料の額 (算定基準)	法人文書の全体について開示の実施を受けた場合の基本額
A4 判文書 90 枚	①閲覧	100 枚までにつき 100 円	100 円
	②複写機により複写したものの交付	用紙 1 枚につき 10 円 モノクロ 60 枚 用紙 1 枚につき 10 円 カラー 30 枚 用紙 1 枚につき 20 円	1,200 円
	③電子媒体での交付	CD 1 枚につき 100 円 文書 1 枚につき 10 円	1,000 円

上記開示手数料基本額から開示請求手数料 300 円を差し引いた額が実際の開示手数料となります。なお、上記開示手数料基本額は全文書を同一開示方法で開示した場合の額であり、分割を望む場合は、必ずしも一致しません。

※参考：開示請求書によって希望された方法の場合、実際の開示実施手数料は 円
郵送を希望の場合は、3（3）の郵便切手が別途必要です。
(開示請求書に開示の実施方法の希望がなかった場合は記載不要)

(2) 事務所における開示を実施することができる日時、場所

日時：○年○月○日（ ）～ ○月○日（ ）（土・日曜日及び休日を除く。）
9:30 から 17:00 まで（12:00 から 13:00 を除く。）

場所：製品評価技術基盤機構（情報公開窓口）
東京都渋谷区西原 2-49-10（Tel：03-3481-1928）

※ 記載された日時に不都合がある場合には調整することになりますので、その場合には、お手数ですが「4 担当課室等」に記載した担当までご連絡ください。
また、第三者からの不服申立て等があった場合には、別途開示を実施することができる日の日程を調整することがあります。

(3) 写しの送付を希望する場合の準備日数、送料

<準備日数>「開示の実施の方法等に係る申出書」が提出及び次に記載の送料が納付された日から 1 週間後までに発送予定

<送料>通常郵便物 A4 判定形外の場合：380 円 CD 等の場合：250 円

「開示の実施方法等申出書」に上記金額の郵便切手を同封してください。

法人文書不開示決定通知書

[開示請求者] 様

[製品評価技術基盤機構理事長名]

〇年〇月〇日付けで、別添（写し）のとおり請求を受け付けました法人文書の開示請求について、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第9条第2項の規定に基づき、下記のとおり、開示しないことと決定しましたので通知します。

記

1 不開示決定した法人文書の名称

2 不開示とした理由

※ この決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定に基づき、独立行政法人製品評価技術基盤機構理事長に対して審査請求をすることができます。

* 担当課等

〇〇〇第〇〇〇号
〇年 〇月 〇日

法人文書開示決定等通知書

[開示請求者] 様

[製品評価技術基盤機構理事長名]

〇年〇月〇日付けで、別添（写し）のとおり請求を受け付けました法人文書の開示請求について、下記のとおり、その一部を独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第9条第1項の規定に基づき開示することとするとともに、その他を同法第9条第2項の規定に基づき開示しないことと決定しましたので通知します。

なお、開示決定をした法人文書の開示の実施の方法等の申出については、この通知書を受け取った日から30日以内に、同封した「法人文書の開示の実施方法等申出書」により行ってください。また、「法人文書の開示の実施方法等申出書」は開示を受ける希望日の〇日前までには当方に届くようにご提出願います。

記

1. 開示決定

- (1) 開示決定した法人文書の名称
- (2) 不開示とした部分とその理由

2. 不開示決定

- (1) 不開示決定した法人文書の名称
- (2) 不開示の理由

※ この決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定に基づき、独立行政法人製品評価技術基盤機構理事長に対して審査請求をすることができます。

3. 開示する法人文書に係る開示の実施の方法等

- (1) 開示の実施の方法等 ※別紙の説明事項を必ずお読みください。
下表に記載した開示の実施の方法から希望する方法を選択することができます。

*

法人文書の種類・数量等	開示の実施の方法	開示実施手数料の額 (算定基準)	法人文書全体について 開示の実施を受けた場合の 基本額

上記開示手数料基本額から開示請求手数料300円を差し引いた額が実際の開示手数料となります。なお、上記開示手数料基本額は全文書を同一開示方法で開示した場合の額であり、分割を望む場合は、必ずしも一致しません。

※参考：開示請求書によって希望された方法の場合、実際の開示実施手数料は 円
 郵送を希望の場合は、3（3）の郵便切手が別途必要です。
 （開示請求書に開示の実施方法の希望がなかった場合は記載不要）

(2) 事務所における開示を実施することができる日時、場所

日時：○年○月○日（ ）～ ○月○日（ ）（土・日曜日及び休日を除く。）

（注）開示に反対する意思を表示する意見書を提出した第三者に関する情報が開示されることとなった場合における開示を実施することができる期間の始期は、開示決定した日+2週間の日付を記載すること。

9:30 から 17:00 まで（12:00 から 13:00 を除く。）

場所：製品評価技術基盤機構（情報公開窓口）

東京都渋谷区西原2-49-10（Tel：03-3481-1928）

※ 記載された日時に不都合がある場合は調整することになりますので、その場合には、お手数ですが「4 担当課室等」に記載した担当までご連絡ください。

また、第三者からの不服申立て等があった場合には、別途開示を実施することができる日の日程を調整することがあります。

(3) 写しの送付を希望する場合の準備日数、送料

<準備日数> 「開示の実施の方法等に係る申出書」が提出及び次に記載の送料が納付された日から1週間後までに発送予定

<送料> 通常郵便物（定形外）A4 判定形外の場合：○○円 CD 等の場合：○

○円

「開示の実施方法等申出書」に上記金額の郵便切手を同封してください。

(4) 開示手数料の納付について

上記（1）で選択した方法での開示実施手数料（表の右端）を銀行振込により納付ください。

振込先 ●●銀行 ●● 店番号：●●●●

●●預金 口座番号：●●●●●●●●

独立行政法人 製品評価技術基盤機構

※お振込の際はお名前の後ろに「ジヨウリキカクイ」等、情報公開手数料と分かるよう御記入ください。

なお、窓口での現金納付をご希望の場合は事前にご相談ください。

4 担当課室等

所属課室 氏名

電話番号

※ この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定に基づき、独立行政法人製品評価技術基盤機構理事長に対して審査請求をすることができます。

法人文書開示決定等通知書

[開示請求者] 様

[製品評価技術基盤機構理事長名]

〇年〇月〇日付けで、別添（写し）のとおり請求を受け付けました法人文書の開示請求について、下記のとおり、その一部を独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第9条第1項の規定に基づき開示することとするとともに、その他を同法第9条第2項の規定に基づき開示しないことと決定しましたので通知します。

なお、開示決定をした法人文書の開示の実施の方法等の申出については、この通知書を受け取った日から30日以内に、同封した「法人文書の開示の実施方法等申出書」により行ってください。また、「法人文書の開示の実施方法等申出書」は開示を受ける希望日の〇日前までには当方に届くようにご提出願います。

記

1. 開示決定

(1) 開示決定した法人文書の名称

- ①〇〇〇に関する報告書（平成8年度）
- ②〇〇〇に関する報告書（平成9年度）

(2) 不開示とした部分とその理由

(1)①の法人文書について

氏名、住所など、特定の個人を識別することができる情報が記録されており、法第5条第1号に該当するので、これらの情報が記録されている部分を不開示とした。

(1)②の法人文書について

〇〇関連会社の法人の内部情報に関する情報（借入金の残高証明等）が記録されており、法人の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められ、法第5条第2号に該当するので、これらの情報が記録されている部分を不開示とした。

2. 不開示決定

(1) 不開示決定した法人文書の名称

- ①〇〇〇に関する調査報告書（平成8年度）
- ②〇〇〇に関する調査報告書（平成9年度）

(2) 不開示の理由

(1)①の法人文書について

氏名、住所など、特定の個人を識別することができる情報が記録されている法人文書であり、法第5条第1号に該当するので、本法人文書を不開示とした。

(1)②の法人文書について

〇〇関連会社の法人の内部情報に関する情報（借入金の残高証明等）が記録されている法人文書であり、法人の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められ、法第5条第2号に該当するので、本法人文書を不開示とした。

※ この決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、製品評価技術基盤機構理事長に対して審査請求をすることができます。

3. 開示する法人文書に係る開示の実施の方法等（様式第4号記載例を参照のこと）

開示決定等の期限の延長について（通知）

[開示請求者] 様

[製品評価技術基盤機構理事長名]

〇年〇月〇日付けで、別添（写し）のとおり請求を受け付けました法人文書の開示請求については、下記のとおり、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第10条第2項の規定に基づき、開示決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

記

- 1 開示請求のあった法人文書の名称等
- 2 延長後の期間
- 3 延長の理由

* 担当課室等

〇〇〇第〇〇〇号
〇年 〇月 〇日

開示決定等の期限の特例規定の適用について（通知）

[開示請求者] 様

[製品評価技術基盤機構理事長名]

〇年〇月〇日付で、別添（写し）のとおり請求を受け付けました法人文書の開示請求については、下記のとおり、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第11条の規定（開示決定等の期限の特例）を適用することとしたので通知します。

記

- 1 開示請求のあった法人文書の名称等
- 2 法第11条の規定（開示決定等の期限の特例）を適用することとした理由
- 3 開示決定等する期限
（〇月〇日までに可能な部分について開示決定等を行い、残りの部分については、次に記載する時期までに開示決定等する予定です。）

△ 月 △ 日（ ）

* 担当課室等

〇〇〇第〇〇〇号
〇年 〇月 〇日

[他の独立行政法人等の長] 殿

[製品評価技術基盤機構理事長名]

開示請求に係る事案の移送について

〇年〇月〇日付けで開示請求のあった事案については、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第12条第1項の規定により、下記のとおり移送します。

記

開示請求に係る文書名	(開示請求書に記載されている文書の名称等 (一部を移送する場合には、開示請求のあった事案のうち、〇〇、〇〇 及び〇〇に係る文書))
請求者名等	氏名 : 住所 : 電話番号 :
添付資料等名	(・ 開示請求書 ・ 移送前に行った行為の概要(対象書類の確認等)記録 ・ ・)
備考	[複数の他の独立行政法人等の長に移送する場合には、その旨]

<連絡先>
製品評価技術基盤機構〇〇課
(担当者名)(内線 : ----)
TEL:
FAX:
E-mail:

〇〇〇第〇〇〇号
〇年 〇月 〇日

[行政機関の長] 殿

[製品評価技術基盤機構理事長名]

開示請求に係る事案の移送について

〇年〇月〇日付けで開示請求のあった事案については、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第13条第1項の規定により、下記のとおり移送します。

記

開示請求に係る文書名	(開示請求書に記載されている文書の名称等 (一部を移送する場合には、開示請求のあった事案のうち、〇〇、〇〇 及び〇〇に係る文書))
請求者名等	氏名： 住所： 電話番号：
添付資料等名	(・ 開示請求書 ・ 移送前に行った行為の概要記録 ・ ・)
備考	[複数の行政機関の長に移送する場合には、その旨]

<連絡先>
製品評価技術基盤機構〇〇課
(担当者名)(内線: ----)
TEL:
FAX:

E-mail:

[開示請求者] 様

[製品評価技術基盤機構理事長名]

開示請求に係る事案の移送について（通知）

〇年〇月〇日付けで開示請求のありました事案について、下記のとおり移送しましたので、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第 12 条第 1 項の規定により、通知します。

記

開示請求に係る法人文書名	（ 開示請求書に記載されている法人文書の名称等 [一部を移送する場合には、開示請求のあった事案のうち、〇〇、〇〇 及び〇〇に係る法人文書]
移送年月日	〇年〇月〇日
移送先の機関の長	機関の長 (連絡先) 担当部課室名： 担当者名： 所在地： 電話番号：
移送の理由	
備考	○ 標記の移送した事案に係る開示決定等及び開示の実施は、移送先の機関の長が行うこととなります。 （ ○ 複数の機関の長に移送が行われた場合（自らも開示決定等を行う場合を含む。）には、開示実施手数料の 300 円の控除措置については、開示決定等が早く行われた法人文書に係る開示実施手数料から順次控除措置を取る旨を記載する。 ）

<担当課室等>

〇〇〇第〇〇〇号
〇年 〇月 〇日

[開示請求者] 様

[製品評価技術基盤機構理事長名]

開示請求に係る事案の移送について（通知）

〇年〇月〇日付けで開示請求のありました事案について、下記のとおり移送しましたので、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第 13 条第 1 項の規定により、通知します。

記

開示請求に係る法人文書名	（ 開示請求書に記載されている法人文書の名称等 [一部を移送する場合には、開示請求のあった事案のうち、〇〇、〇〇 及び〇〇に係る法人文書]
移送年月日	〇年〇月〇日
移送先の機関の長	機関の長 (連絡先) 担当部課室名： 担当者名： 所在地： 電話番号：
移送の理由	
備考	○ 標記の移送した事案に係る開示決定等及び開示の実施は、移送先の機関の長が行うこととなります。 （ ○ 複数の機関の長に移送が行われた場合（自らも開示決定等を行う場合を含む。）には、開示実施手数料の 300 円の控除措置については、開示決定等が早く行われた法人文書に係る開示実施手数料から順次控除措置を取る旨を記載する。 ）

<担当課室等>

法人文書の開示請求に関する意見について（照会）

[第三者] 様

[製品評価技術基盤機構理事長名]

{あなた、貴社等}に関する情報が記録されている下記の法人文書について独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第4条の規定に基づく開示請求があり、当該法人文書について開示決定等を行う際の参考とするため、同法第14条第1項の規定に基づき、御意見を伺うこととしました。

つきましては、当該法人文書を開示することにつき御意見があるときは、同封の「法人文書の開示に関する意見書」を提出いただきますようお願いいたします。

なお、情報公開法では開示請求に係る請求者、目的等によって開示決定等の判断を変えることはありません。また、この照会を行うこととなった開示請求に係る請求者、目的等は明らかにすることはできません。

提出期限までに同意見書の御提出がない場合には、下記3.の内容の全部を開示することについて特に御意見がないものとして取り扱わせていただきます。

記

- 1 法人文書の名称
- 2 開示請求の年月日
- 3 上記法人文書に記録されている {あなた、貴社等} に関する情報の内容
- 4 意見書の提出先
- 5 意見書の提出期限
〇 月 〇 日 ()
- 6 備考

* 担当課室等

(注) 別紙の関係条文を同封すること。

独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（関係部分抜粋）

（開示請求の手続）

第四条 前条の規定による開示の請求（以下「開示請求」という。）は、次に掲げる事項を記載した書面（以下「開示請求書」という。）を独立行政法人等に提出してしなければならない。

- 一 開示請求をする者の氏名又は名称及び住所又は居所並びに法人その他の団体にあつては代表者の氏名
 - 二 法人文書の名称その他の開示請求に係る法人文書を特定するに足りる事項
- 2 (略)

（法人文書の開示義務）

第五条 独立行政法人等は、開示請求があつたときは、開示請求に係る法人文書に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該法人文書を開示しなければならない。

- 一 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。
 - イ 法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報
 - ロ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報
 - ハ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和二十二年法律第二十号）第二条第一項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法第二条第二項に規定する特定独立行政法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等の役員及び職員並びに地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二条に規定する地方公務員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分
- 二 法人その他の団体（国、独立行政法人等及び地方公共団体を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。
 - イ 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの
 - ロ 独立行政法人等の要請を受けて、公にしないと条件で任意に提供されたものであつて、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの
- 三 国の機関、独立行政法人等及び地方公共団体の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であつて、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの
- 四 国の機関、独立行政法人等又は地方公共団体が行う事務又は事業に関する情報であつて、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの
 - イ 国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれ
 - ロ 犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれ
 - ハ 監査、検査、取締り又は試験に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ

又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

- ニ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国、独立行政法人等又は地方公共団体の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ
- ホ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ
- ヘ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ
- ト 国若しくは地方公共団体が経営する企業又は独立行政法人等に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

(部分開示)

第六条 独立行政法人等は、開示請求に係る法人文書の一部に不開示情報が記録されている場合において、不開示情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。ただし、当該部分を除いた部分に有意の情報が記録されていないと認められるときは、この限りでない。

- 2 開示請求に係る法人文書に前条第一号の情報(特定の個人を識別することができるものに限る。)が記録されている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、公にしても、個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

(公益上の理由による裁量的開示)

第七条 独立行政法人等は、開示請求に係る法人文書に不開示情報が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該法人文書を開示することができる。

(法人文書の存否に関する情報)

第八条 開示請求に対し、当該開示請求に係る法人文書が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、独立行政法人等は、当該法人文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第十四条 開示請求に係る法人文書に国、独立行政法人等、地方公共団体及び開示請求者以外の者(以下この条、第十九条及び第二十条において「第三者」という。)に関する情報が記録されているときは、独立行政法人等は、開示決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、開示請求に係る法人文書の表示その他政令で定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

- 2 独立行政法人等は、次の各号のいずれかに該当するときは、開示決定に先立ち、当該第三者に対し、開示請求に係る法人文書の表示その他政令で定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。
 - 一 第三者に関する情報が記録されている法人文書を開示しようとする場合であって、当該情報が第五条第一号ロ又は同条第二号ただし書に規定する情報に該当すると認められるとき。
 - 二 第三者に関する情報が記録されている法人文書を第七条の規定により開示しようとするとき。
- 3 独立行政法人等は、前二項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該法人文書の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも二週間を置かなければならない。この場合において、独立行政法人等は、開示決定後直ちに、当該意見書(第十八条及び第十九条において「反対意見書」という。)を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。

法人文書の開示請求に関する意見について（照会）

[第三者] 様

[製品評価技術基盤機構理事長名]

{あなた、貴社等} に関する情報が記録されている下記の法人文書について独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第 4 条の規定による開示請求があり、開示決定を行いたいと考えています。

つきましては、同法第 14 条第 2 項に基づき、御意見を伺いますので、当該法人文書を開示することについて御意見がある場合は、同封した「法人文書の開示に関する意見書」を御提出いただきますようお願いいたします。

なお、情報公開法では開示請求に係る請求者、目的等によって開示決定等の判断を変えることはありません。また、この照会を行うこととなった開示請求に係る請求者、目的等は明らかにすることはできません。

提出期限までに同意見書の御提出がない場合には、下記 4. の内容の全部を開示することについて特に御意見がないものとして取り扱わせていただきます。

記

1. 法人文書の名称
2. 開示請求の年月日
3. 法第 14 条第 2 項第一号又は第二号の規定の適用区分及び当該規定を適用する理由
4. 上記法人文書に記録されている {あなた、貴社等} に関する情報の内容
5. 意見書の提出先
6. 意見書の提出期限
〇 月 〇 日 ()
7. 備考

* 担当課室等

(注) 別紙の関係条文を同封すること。

独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（関係部分抜粋）

(開示請求の手続)

第四条 前条の規定による開示の請求(以下「開示請求」という。)は、次に掲げる事項を記載した書面(以下「開示請求書」という。)を独立行政法人等に提出してしなければならない。

- 一 開示請求をする者の氏名又は名称及び住所又は居所並びに法人その他の団体にあつては代表者の氏名
 - 二 法人文書の名称その他の開示請求に係る法人文書を特定するに足りる事項
- 2 (略)

(法人文書の開示義務)

第五条 独立行政法人等は、開示請求があつたときは、開示請求に係る法人文書に次の各号に掲げる情報(以下「不開示情報」という。)のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該法人文書を開示しなければならない。

- 一 個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。
 - イ 法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報
 - ロ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報
 - ハ 当該個人が公務員等(国家公務員法(昭和二十二年法律第二十号)第二条第一項に規定する国家公務員(独立行政法人通則法第二条第二項に規定する特定独立行政法人の役員及び職員を除く。)、独立行政法人等の役員及び職員並びに地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二条に規定する地方公務員をいう。)である場合において、当該情報とその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分
- 二 法人その他の団体(国、独立行政法人等及び地方公共団体を除く。以下「法人等」という。)に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。
 - イ 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの
 - ロ 独立行政法人等の要請を受けて、公にしないと条件で任意に提供されたものであつて、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの
- 三 国の機関、独立行政法人等及び地方公共団体の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であつて、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの
- 四 国の機関、独立行政法人等又は地方公共団体が行う事務又は事業に関する情報であつて、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの
 - イ 国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれ
 - ロ 犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれ
 - ハ 監査、検査、取締り又は試験に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ

又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

- ニ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国、独立行政法人等又は地方公共団体の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ
- ホ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ
- ヘ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ
- ト 国若しくは地方公共団体が経営する企業又は独立行政法人等に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

(部分開示)

第六条 独立行政法人等は、開示請求に係る法人文書の一部に不開示情報が記録されている場合において、不開示情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。ただし、当該部分を除いた部分に有意の情報が記録されていないと認められるときは、この限りでない。

- 2 開示請求に係る法人文書に前条第一号の情報(特定の個人を識別することができるものに限る。)が記録されている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、公にしても、個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

(公益上の理由による裁量的開示)

第七条 独立行政法人等は、開示請求に係る法人文書に不開示情報が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該法人文書を開示することができる。

(法人文書の存否に関する情報)

第八条 開示請求に対し、当該開示請求に係る法人文書が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、独立行政法人等は、当該法人文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第十四条 開示請求に係る法人文書に国、独立行政法人等、地方公共団体及び開示請求者以外の者(以下この条、第十九条及び第二十条において「第三者」という。)に関する情報が記録されているときは、独立行政法人等は、開示決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、開示請求に係る法人文書の表示その他政令で定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

- 2 独立行政法人等は、次の各号のいずれかに該当するときは、開示決定に先立ち、当該第三者に対し、開示請求に係る法人文書の表示その他政令で定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。
 - 一 第三者に関する情報が記録されている法人文書を開示しようとする場合であって、当該情報が第五条第一号ロ又は同条第二号ただし書に規定する情報に該当すると認められるとき。
 - 二 第三者に関する情報が記録されている法人文書を第七条の規定により開示しようとするとき。
- 3 独立行政法人等は、前二項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該法人文書の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも二週間を置かなければならない。この場合において、独立行政法人等は、開示決定後直ちに、当該意見書(第十八条及び第十九条において「反対意見書」という。)を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。

年 月 日

法人文書の開示に関する意見書

[製品評価技術基盤機構理事長] 殿

氏名又は名称

住所又は居所

連絡先電話番号

年 月 日付けで照会のあった下記の法人文書の開示について、次のとおり意見を提出します。

記

1 照会のあった法人文書の名称

2 意見

(1)上記法人文書の開示による支障（不利益）の有無

(2) 開示により支障（不利益）を生じることとなる具体的情報及び不開示とする判断の根拠となるべき事項

（開示請求を受けた法人文書の全部又は一部を不開示とする場合があるのは、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第5条各号に該当する場合のみです。同各号に規定する不開示情報に当たるとする根拠など開示・不開示の判断に資する情報をできるだけ詳細かつ具体的に記述してください。）

* 担当課室等

法人文書の開示決定について（通知）

[反対意見書を提出した第三者] 様

[製品評価技術基盤機構理事長名]

{あなた、貴社等} から〇年〇月〇日付けで「法人文書の開示に関する意見書」の提出がありました法人文書については、下記のとおり開示決定しましたので、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第 14 条第 3 項の規定に基づき通知します。

記

- 1 開示決定した法人文書の名称
- 2 開示することとした理由
- 3 開示を実施する日
〇年〇月〇日（ ）以降

(注) 開示に反対する意思を表示する意見書を提出した第三者に関する情報が開示されることとなった場合における開示を実施することができる期間の始期は、開示決定した日+2週間の日付を記載すること。

* 担当課室等

※ この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）の規定に基づき、独立行政法人製品評価技術基盤機構理事長に対して審査請求をすることができます。

年 月 日

法人文書の開示の実施方法等申出書

[製品評価技術基盤機構理事長] 殿

氏名又は名称

住所又は居所

連絡先電話番号

独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第 15 条第 3 項の規定に基づき、下記のとおり申出をします。

記

- 1 法人文書開示決定通知書の番号等(開示決定通知書の右上の日付と番号)

*日付：〇〇年〇〇月〇〇日

*文書番号：〇〇〇評基第〇号

- 2 求める開示の実施の方法

下表から実施の方法を選択し、該当するものに○印を付してください。

法人文書の名称	実施の方法	
〇〇〇評基第〇号によって開示決定された対象文書	1 郵送	①複写の郵送 ②CD・DVDの郵送
	2 来所	①複写の交付 ②CD・DVDの交付 ③閲覧(希望日：)

- 3 開示実施手数料 円

- 4 写しの送付を希望する場合、同封する郵便切手の額 円

※これより下の欄は記入しないでください。

備考	
----	--

法人文書の更なる開示の申出書

[法人機関の長] 殿

氏名又は名称

住所又は居所

連絡先電話番号

独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第 15 条第 5 項の規定に基づき、下記のとおり申出をします。

記

1 更なる開示を求める法人文書の名称

2 開示決定通知書の日付及び文書番号

* 日 付：○○年○○月○○日

* 文書番号：○○○評基第○号

3 最初に開示の実施を受けた日

4 更なる開示の実施の方法等

(事務所における開示の実施を受ける場合、その希望日)

(写しの送付を希望する場合は、その旨)

※法人文書の同じ部分について、最初に開示を受けた開示の実施の方法と同じ開示の実施の方法を受けることはできません。

5 開示実施手数料 円

6 写しの送付を希望する場合、同封する郵便切手の額 円

※これより下の欄は記入しないでください。

備 考	
-----	--

○年○月○日

開示実施手数料の減額（免除）申請書

[製品評価技術基盤機構理事長] 殿

氏名又は名称

住所又は居所

連絡先電話番号

独立行政法人製品評価技術基盤機構情報公開手数料規程に基づき、下記のとおり、法人文書の開示実施手数料の減額（免除）を申請します。

記

1 開示決定のあった法人文書の名称等

（開示決定通知書の日付・番号：○年○月○日 ○○○評基第○号）

2 減額（免除）を求める額

3 減額（免除）を求める理由

① 生活保護法（昭和25年法律第144号）第11条第1項第 号に掲げる扶助を受けており、手数料を納付する資力がないたため。

② その他

（注） ①又は②のいずれかに○印を付してください。

①に○を付した場合は、号数の欄を記入し、当該扶助を受けていることを証明する書面を添付してください。

②に○を付した場合は、その理由を具体的に記載するとともに、その事実を証明する書面を添付してください。

〇〇〇第〇〇〇号
〇年 〇月 〇日

開示実施手数料の〔減額、免除〕決定通知書

〔開示請求者〕 様

〔製品評価技術基盤機構理事長名〕

〇年〇月〇日付けで請求のありました開示実施手数料の〔減額、免除〕申請について、独立行政法人製品評価技術基盤機構情報公開手数料規程に基づき、下記のとおり、〔減額、免除〕することとしましたので通知します。

記

1 対象となる法人文書の名称とその開示の実施方法

法人文書の名称：

開示の実施方法：

2 開示実施手数料を〔減額、免除〕する額

開示実施手数料の減額（免除）について

[開示請求者] 様

[製品評価技術基盤機構理事長名]

〇年〇月〇日付けの開示実施手数料の減額（免除）申請については、独立行政法人製品評価技術基盤機構情報公開手数料規程に規定する減額（免除）理由に該当しませんので通知します。

記

1 対象となる法人文書の名称とその開示の実施方法

法人文書の名称：

開示の実施方法：

2 減額（免除）を求める開示実施手数料の額

3 減額（免除）が認められない理由等

(注 1)

開示の実施を受ける場合には、上記 2 の開示実施手数料の追納が必要です。

(注 2)

この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日から起算して 3 か月以内に、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）の規定に基づき、独立行政法人製品評価技術基盤機構理事長に対して審査請求をすることができます。

執行停止申立書

[製品評価技術基盤機構理事長] 殿

住 所

審査請求人

行政不服審査法〔第 25 条、第 61 条において準用する第 25 条〕の規定により、下記のとおり執行停止を申し立てます。

記

1 審査請求審査請求の件名

2 審査請求審査請求年月日

3 申立ての理由

4 添付書類

[必要に応じて独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第 14 条第 1 項又は第 2 項に基づく開示に反対する旨の意見書を添付する旨記載]

年 月 日

執行停止申立書

製品評価技術基盤機構理事長 殿

住 所 ○○県○○市○○町○番地

審査請求人 ○ 山 ○ 男

行政不服審査法第 6 1 条において準用する第 2 5 条の規定により、下記のとおり執行停止を申し立てます。

記

- 1 審査請求の件名
独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第 9 条第 1 項の規定に基づく「[法人文書※]」に係る開示決定についての審査請求
- 2 審査請求年月日
○年○月○日
- 3 申立ての理由
審査請求に係る「[法人文書※]」の中には、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第 5 条第二号に該当する情報が含まれていることから、当該法人文書の開示に対して反対する旨の意見書を提出しており、審査請求の決定がなされる前に当該法人文書が開示されることになると、権利利益が侵害されることになるため。
- 4 添付書類
○年○月○日付け○○○○に提出した開示に反対する旨の意見書

（注）本文中の「[法人文書※]」の部分は、法人文書の開示決定について（通知）（様式第 1 4 号又は第 1 4 号その 2）に記載した法人文書の名称又は開示決定の文書番号を記載することとし、当該法人文書が複数ある場合には、「別添の法人文書の開示決定について（通知）に記載された法人文書」と記載し、別添として法人文書の開示決定について（通知）を添付することとする。

〇〇〇第〇〇〇号
〇年 〇月 〇日

執行停止申立てに対する決定について（通知）

[執行停止の申立てをした第三者] 様

[製品評価技術基盤機構理事長名]

〇年〇月〇日付けをもって執行停止申立てのあった〇〇〇評基第〇号「[法人文書※]」に係る開示決定については、下記の条件を付して、行政不服審査法〔第 25 条、第 61 条において準用する第 25 条〕の規定に基づきその執行を停止することを決定したので、通知します。

記

〇年〇月〇日から、当該審査請求審査請求についての裁決の日から 2 週間を経過した日までその執行を停止する。

（注） 裁決の日は審査請求人に送達された日である。

（注）本文中の「[法人文書※]」の部分は、同一人から複数の不服申立てが提起された場合は、どの法人文書に係る不服申立てなのかを特定するために、開示決定通知書に記載した法人文書の名称又は当該開示決定等の文書番号を記載することとし、当該法人文書が複数ある場合には、「別添の開示決定通知書に記載された法人文書」と記載し、別添として開示決定通知書を添付することとする。

〇〇〇第〇〇〇号
〇年 〇月 〇日

執行停止申立てに対する決定について（通知）

[不服申立てをした第三者] 様

[製品評価技術基盤機構理事長名]

〇年〇月〇日付けをもって審査請求のあった〇〇〇評基第〇号「[法人文書※]」に係る開示決定については、行政不服審査法〔第 25 条、第 61 条において準用する第 25 条〕の規定に基づき、職権をもって〇年〇月〇日から、当該審査請求審査請求についての裁決の日から 2 週間を経過した日までその執行を停止することを決定したので、通知します。

（注） 裁決の日は審査請求人に送達された日である。

（注）本文中の「[法人文書※]」の部分は、同一人から複数の審査請求が提起された場合は、どの法人文書に係る審査請求なのかを特定するために、開示決定通知書に記載した法人文書の名称又は当該開示決定等の文書番号を記載することとし、当該法人文書が複数ある場合には、「別添の開示決定通知書に記載された法人文書」と記載し、別添として開示決定通知書を添付することとする。

〇〇〇第〇〇〇号
〇年 〇月 〇日

執行停止申立てに対する決定について（通知）

[開示請求者] 様

[製品評価技術基盤機構理事長名]

〇年〇月〇日付けで開示請求があった独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第 9 条第 1 項の規定に基づく「[法人文書※]」に係る開示決定については、〇年〇月〇日付けをもって、審査請求人より執行停止の申立てがあったので、審査した結果、下記の理由により〇年〇月〇日から、当該審査請求審査請求についての裁決の日から 2 週間を経過した日まで、行政不服審査法〔第 25 条、第 61 条において準用する第 25 条〕の規定に基づきその執行を停止することを決定したので、通知します。

記

執行停止の申立てに係る「[法人文書※]」の中には、〇〇〇という情報が含まれており、これは独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第 5 条〔第〇号〕に該当することから、当該情報に係る第三者から当該法人文書の開示に対して反対する旨の意見書が提出されており、審査請求審査請求の裁決がなされる前に当該法人文書が開示されることになると、当該情報に係る第三者の権利利益が侵害されることになるため。

（注）〔裁決の日、決定の日〕は審査請求人に送達された日である。

（注）本文中の「[法人文書※]」の部分は、同一人から複数の審査請求が提起された場合は、どの法人文書に係る審査請求なのかを特定するために、開示決定通知書に記載した法人文書の名称又は当該開示決定等の文書番号を記載することとし、当該法人文書が複数ある場合には、「別添の開示決定通知書に記載された法人文書」と記載し、別添として開示決定通知書を添付することとする。

〇〇〇第〇〇〇号
〇年 〇月 〇日

執行停止申立てに対する決定について（通知）

[開示請求者] 様

[製品評価技術基盤機構理事長名]

〇年〇月〇日付けで開示請求があった独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第 9 条第 1 項の規定に基づく「[法人文書※]」に係る開示決定については、〇年〇月〇日付けをもって審査請求審査請求があったので、下記の理由により、職権をもって〇年〇月〇日から、当該審査請求についての裁決の日から 2 週間を経過した日まで、行政不服審査法〔第 25 条、第 61 条において準用する第 25 条〕の規定に基づきその執行を停止することを決定したので、通知します。

記

執行停止の申立てに係る「[法人文書※]」の中には、〇〇〇という情報が含まれており、これは独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第 5 条〔第〇号〕に該当することから、当該情報に係る第三者から当該法人文書の開示に対して反対する旨の意見書が提出されており、審査請求の裁決がなされる前に当該法人文書が開示されることになること、当該情報に係る第三者の権利利益が侵害されることになるため。

（注）本文中の「[法人文書※]」の部分は、同一人から複数の審査請求が提起された場合は、どの法人文書に係る審査請求なのかを特定するために、開示決定通知書に記載した法人文書の名称又は当該開示決定等の文書番号を記載することとし、当該法人文書が複数ある場合には、「別添の開示決定通知書に記載された法人文書」と記載し、別添として開示決定通知書を添付することとする。

〇〇〇第〇〇〇号
〇年 〇月 〇日

執行停止申立てに対する決定について（通知）

[製品評価技術基盤機構理事長] 殿

[他機関の長名]

下記の審査請求に係る処分について〇〇県〇〇市〇〇町〇番地〇〇〇〇より申立てのあった執行停止の申立てについて審査した結果、〇年〇月〇日付け〇〇〇第〇〇〇号をもって下記のとおり決定したので通知する。

記

1 審査請求の件名

独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第 9 条第 1 項の規定に基づく「[法人文書※]」に係る開示決定についての審査請求

2 審査請求年月日

〇年〇月〇日

3 決定の内容

〇年〇月〇日付けで審査請求があった「[法人文書※]」に係る開示決定については、〇年〇月〇日から、当該審査請求についての裁決日から 2 週間を経過した日まで、行政不服審査法第 25 条第 2 項の規定に基づきその執行停止を決定する。

（注）本文中の「[法人文書※]」の部分は、同一人から複数の審査請求が提起された場合は、どの法人文書に係る審査請求なのかを特定するために、開示決定通知書に記載した法人文書の名称又は当該開示決定等の文書番号を記載することとし、当該法人文書が複数ある場合には、「別添の開示決定通知書に記載された法人文書」と記載し、別添として開示決定通知書を添付することとする。

〇〇〇第〇〇〇号
〇年 〇月 〇日

執行停止申立てに対する決定について（通知）

[製品評価技術基盤機構理事長] 殿

[他機関の長]

下記の審査請求に係る処分について、職権により、〇年〇月〇日付け〇〇〇第〇〇〇号をもって下記のとおり決定したので通知する。

記

1 審査請求の件名

独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第 9 条第 1 項の規定に基づく「[法人文書※]」に係る開示決定についての審査請求

2 審査請求年月日

〇年〇月〇日

3 決定の内容

〇年〇月〇日付けで審査請求があった「[法人文書※]」に係る開示決定については、〇年〇月〇日から、当該審査請求についての裁決日から 2 週間を経過した日まで、行政不服審査法第 25 条第 2 項の規定に基づきその執行停止を決定する。

（注）本文中の「[法人文書※]」の部分は、同一人から複数の審査請求が提起された場合は、どの法人文書に係る審査請求なのかを特定するために、開示決定通知書に記載した法人文書の名称又は当該開示決定等の文書番号を記載することとし、当該法人文書が複数ある場合には、「別添の開示決定通知書に記載された法人文書」と記載し、別添として開示決定通知書を添付することとする。

〇〇〇第〇〇〇号
〇年 〇月 〇日

執行停止申立てに対する決定について（通知）

[執行停止の申立てをした第三者名] 様

[製品評価技術基盤機構理事長名]

〇年〇月〇日付けをもって執行停止申立てのあった〇年〇月〇日公開〇第〇号「[法人文書※]」に係る開示決定については、下記のとおり決定したので通知します。

記

1 決定の内容

〇年〇月〇日付けで審査請求があった「[法人文書※]」に係る開示決定については、その執行を停止しない。

2 理由

（注）本文中の「[法人文書※]」の部分は、同一人から複数の審査請求が提起された場合は、どの法人文書に係る審査請求なのかを特定するために、開示決定通知書に記載した法人文書の名称又は当該開示決定等の文書番号を記載することとし、当該法人文書が複数ある場合には、「別添の開示決定通知書に記載された法人文書」と記載し、別添として開示決定通知書を添付することとする。

〇〇〇第〇〇〇号
〇年 〇月 〇日

執行停止申立てに対する決定について（通知）

製品評価技術基盤機構理事長 殿

[他機関の長]

下記の審査請求に係る処分について〇〇県〇〇市〇〇町〇番地〇〇〇〇より申立てのあった執行停止の申立てについて審査した結果、〇年〇月〇日付け〇〇〇第〇〇〇号をもって下記のとおり決定したので通知する。

記

- 1 審査請求の件名
独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第 9 条第 1 項の規定に基づく「[法人文書※]」に係る開示決定についての審査請求
- 2 審査請求年月日
〇年〇月〇日
- 3 決定の内容
〇年〇月〇日付けで審査請求があった「[法人文書※]」に係る開示決定については、その執行を停止しない。

（注）本文中の「[法人文書※]」の部分は、同一人から複数の審査請求が提起された場合は、どの法人文書に係る審査請求なのかを特定するために、開示決定通知書に記載した法人文書の名称又は当該開示決定等の文書番号を記載することとし、当該法人文書が複数ある場合には、「別添の開示決定通知書に記載された法人文書」と記載し、別添として開示決定通知書を添付することとする。

諮 問 書

〇〇〇第〇〇〇号
〇年 〇月 〇日

情報公開・個人情報保護審査会 御中

[製品評価技術基盤機構理事長名]

独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第 9 条の規定に基づく開示決定等について、別紙のとおり、審査請求があったので、同法第 19 条第 1 項の規定に基づき諮問します。

(別紙)

<p>1 審査請求に係る法人 文書の名称</p>	
<p>2 審査請求に係る開示 決定等 (開示決定等の種類) <input type="checkbox"/> 開示決定 <input type="checkbox"/> 部分開示決定 (該当不開示条項) <input type="checkbox"/> 不開示決定 (該当不開示条項)</p>	<p>(1) 開示決定等の日付、記号番号 (2) 開示決定等した者 (3) 決定の概要</p>
<p>3 審査請求 (審査請求の種類) <input type="checkbox"/> 審査請求</p>	<p>(1) 不服申立日 (2) 審査請求人 (3) 審査請求の趣旨</p>
<p>4 諮問の理由</p>	
<p>5 参加人等</p>	
<p>6 添付書類等</p>	<p>① 法人文書開示請求書 (写し) ② 法人文書開示決定等通知書 (写し) ③ 不服申立書 (写し) ④ 理由説明書 ⑤ その他の参考書類 (第三者からの反対意見書等)</p>

注1) 2の(開示決定等の種類)については、該当する開示決定等の口をチェックすること。また、部分開示決定又は不開示決定の場合は、該当不開示条項(法第5条各号、第8条又は文書不存在)を記載すること。

注2) 3の(審査請求の種類)については、該当する審査請求の口をチェックすること。

注3) 4の(諮問の理由)については、例えば、「原処分維持が適当と考えるため。」「全部開示とすることが適当と考えるが、第三者の反対意見書が提出されているため。」など、諮問を必要とする理由を簡潔に記述すること。

〇〇〇第〇〇〇号
〇年 〇月 〇日

[審査請求人等] 様

[製品評価技術基盤機構理事長名]

情報公開・個人情報保護審査会への諮問について（通知）

独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第 9 条の規定に基づく開示決定等に対する次の審査請求について、同法第 19 条第 1 項の規定により情報公開・個人情報保護審査会に諮問したので、同法第 19 条第 2 項の規定により通知します。

1 審査請求に係る法人 文書の名称	
2 審査請求に係る開示 決定等	
3 審査請求 (審査請求の種類) <input type="checkbox"/> 審査請求	(1) 不服申立日 (2) 審査請求の趣旨
4 諮問日・諮問番号	〇年〇月〇日・〇諮問〇〇号

担当課室等： 〇〇課
〒
Tel

- 注 1) 「2 審査請求に係る開示決定等」の欄については、開示決定等の日付・記号番号、開示決定等した者、開示決定等の種類（開示決定、部分開示決定又は不開示決定）を記載する。
- 注 2) 3 の（審査請求の種類）については、該当する審査請求の口をチェックすること。
- 注 3) 4 の「諮問番号」は、情報公開・個人情報保護審査会が付す番号である。

様式第 27 号（原処分を取り消す場合）
（審査請求を棄却又は却下する場合）

〇〇〇第〇〇〇号
〇年 〇月 〇日

裁決書

審査請求人
住 所
氏 名

上記審査請求人から〇年〇月〇日付けをもって提起された、製品評価技術基盤機構理事長〇〇〇〇が行った独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律〔第 9 条第 1 項、第 2 項〕の規定に基づく〔法人文書※〕に係る〔開示決定、不開示決定〕に対する審査請求については、行政不服審査法第 4 5 条第〇項の規定に基づき次のとおり裁決する。

1. 主 文

2. 審査請求の要旨

3. 裁決の理由

{審査庁の長名、製品評価技術基盤機構理事長名}

（注 1）本文中の〔法人文書※〕の部分は、同一人から複数の審査請求が提起された場合は、どの法人文書に係る審査請求なのかを特定するために、開示決定通知書又は不開示決定通知書に記載した法人文書の名称又は当該開示決定等の文書番号を記載することとし、当該法人文書が複数ある場合には、「別添の〔開示、不開示〕決定通知書に記載された法人文書」と記載し、別添として開示決定通知書又は不開示決定通知書を添付することとする。

（注 2）原処分を取り消す場合、従前の決定についてはこの決定書により取消しが完了するが、機構は改めて開示決定をし、開示決定通知書を出す必要があることに留意。

〇〇〇第〇〇〇号
〇年 〇月 〇日

裁決書

審査請求人
住 所
氏 名

上記審査請求人から〇年〇月〇日付けをもって提起された、製品評価技術基盤機構理事長〇〇〇〇が行った独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律〔第 9 条第 1 項、第 2 項〕の規定に基づく〔法人文書※〕に係る〔開示決定、不開示決定〕に対する審査請求については、行政不服審査法第 4 7 条の規定に基づき次のとおり裁決する。

1. 主 文

2. 審査請求の要旨

3. 裁決の理由

4. 開示の実施の方法等

- (1) 開示の実施の方法等 ※別紙の説明事項を必ずお読みください。
下表に記載した開示の実施の方法から希望する方法を選択することができます。

*

法人文書の種類・数量等	開示の実施の方法	開示実施手数料の額 (算定基準)	法人文書全体について開示の実施を受けた場合の基本額

上記開示手数料基本額から開示請求手数料 3 0 0 円を差し引いた額が実際の開示手数料となります。なお、上記開示手数料基本額は全文書を同一開示方法で開示した場合の額であり、分割を望む場合は、必ずしも一致しません。

※参考：開示請求書によって希望された方法の場合、実際の開示実施手数料は 円
郵送を希望の場合は、3 (3) の郵便切手が別途必要です。
(開示請求書に開示の実施方法の希望がなかった場合は記載不要)

(2) 事務所における開示を実施することができる日時、場所

日時：○年○月○日（ ）～ ○月○日（ ）（土・日曜日及び休日を除く。）

9:30 から 17:00 まで（12:00 から 13:00 を除く。）

（注）原処分の変更により原処分に比し追加的に開示しようとする情報の開示に反対する意思表示している参加人又は審査請求人たる第三者に関する情報が開示されることとなった場合における開示を実施することができる期間の始期は、当該裁決書の謄本等を送付した日+3日（郵送にかかる日数）+2週間の日付を記載すること。

場所：製品評価技術基盤機構（情報公開窓口）

東京都渋谷区西原2-49-10（Tel：03-3481-1928）

※ 記載された日時に不都合がある場合には調整することとなりますので、その場合は、お手数ですが、「4 担当課室等」に記載した担当までご連絡ください。

また、裁決書の謄本等を送達すべき第三者がいる場合、その送達の日等により、別途開示を実施することができる日の日程を調整することがあります。

(3) 写しの送付を希望する場合の準備日数、送料

＜準備日数＞「開示の実施の方法等に係る申出書」が提出及び次に記載の送料が納付された日から1週間後までに発送予定

＜送料＞ 通常郵便物 A4判定形外の場合：○○円 CD等の場合：○○円

「開示の実施方法等申出書」に上記金額の郵便切手を同封してください。

(4) 開示実施手数料の納付について

上記(1)で選択した方法での開示実施手数料（表の右端）を銀行振込により納付ください。

振込先 三井住友銀行 東京公務部 店番号：096

普通預金 口座番号：147026

独立行政法人 製品評価技術基盤機構 理事長

※お振込の際はお名前の後ろに「ジョウホクカクイ」等、情報公開手数料と分かるよう御記入ください。

来所の場合は現金による納付も可能です。

5. 担当課室等

所属課室 氏名

電話番号

{審査庁の長名、製品評価技術基盤機構理事長名}

（注）本文中の〔法人文書※〕の部分は、同一人から複数の審査請求が提起された場合は、どの法人文書に係る審査請求なのかを特定するために、開示決定通知書又は不開示決定通知書に記載した法人文書の名称又は当該開示決定等の文書番号を記載することとし、当該法人文書が複数ある場合には、「別添の{開示、不開示}決定通知書に記載された法人文書」と記載し、別添として開示決定通知書又は不開示決定通知書を添付することとする。

<説明事項>

1 「開示の実施の方法等」の選択について

開示の実施の方法等の申出については、この通知書を受け取った日から 30 日以内に、同封した「法人文書の開示の実施方法等申出書」に所要の開示実施手数料を納付して行ってください。

開示の実施の方法は、4 (1) 「開示の実施の方法等」に記載されている方法から自由に選択できます。必要な部分のみの開示を受けること（例えば、100 頁ある文書について冒頭の 10 頁のみ閲覧する等）や部分ごとに異なる方法を選択すること（冒頭の 10 頁は「写しの交付」を受け、残りは閲覧する等）もできます。一旦、閲覧をした上で、後に必要な部分の写しの交付を受けることもできます（ただし、その場合は、最初に閲覧を受けた日から 30 日以内に、別途「法人文書の更なる開示の申出書」を提出していただく必要があります。）。

事務所における開示の実施を選択される場合は、4 (2) 「事務所における開示を実施することができる日時、場所」に記載されている日時から、ご希望の日時を選択してください。記載された日時に都合がよいものがない場合は、お手数ですが、「5 担当課室等」に記載した担当までご連絡ください。なお、開示の実施の準備を行う必要がありますので、「法人文書の開示の実施方法等申出書」は開示決定通知書に記述された日までに当方に届くようにご提出願います。

また、裁決書の謄本等を送達すべき第三者がいる場合は、その送達の日等により、別途開示を実施することができる日程を調整することがあります。

写しの送付を希望される場合は、「法人文書の開示の実施方法等申出書」にその旨を記載してください。なお、この場合は、開示実施手数料のほかに、送料（郵便切手可）が必要になります。

2 開示実施手数料の算定について

(1) 手数料額の計算方法

開示実施手数料は、選択された開示の実施の方法に応じて、定められた算定方法に従って基本額（複数の実施の方法を選択した場合はそれぞれの合算額）を計算し、その額が 300 円までは無料、300 円を超える場合は当該額から 300 円を差し引いた額となります。

(例)

150 頁ある法人文書を閲覧する場合：

100 枚までごとにつき 100 円 → 基本額 200 円 → 手数料は無料

150 頁ある法人文書の写しの交付を受ける場合：

用紙 1 枚につき 10 円 → 基本額 1500 円 → 手数料は 1200 円

150 頁ある法人文書のカラーの写しの交付を受ける場合：

用紙 1 枚につき 20 円 → 基本額 3000 円 → 手数料は 2700 円

150 頁ある法人文書のうち 100 頁を閲覧し、10 頁について写しの交付を受ける場合（残りの 40 頁は開示を受けない）：

閲覧に係る基本額 100 円 + 写しの交付に係る基本額 100 円 = 計 200 円 → 手数料は無料

150 頁ある法人文書の写しの交付を CD で受ける場合：

用紙 1 枚につき 10 円、CD 100 円 → 基本額 1,600 円 → 手数料は 1,300 円

(注) すでに当初の開示決定等に基づく開示の実施を受けている場合には、その状況に即して追加の開示の際に必要な手数料の額を記載すること。

但し、移送により複数の法人機関において開示が実施されることとなる場合（この場合、その旨開示請求者に通知されます。）には、開示決定が早く行われた法人文書について 300 円が控除されることになり、なお控除可能な残額がある場合には、次に開示決定が行われた法人文書について控除可能残額の調整を行うこととなります。

参考：開示実施手数料の額（枚数・基本額は例）

法人文書の種類・数量等	開示の実施の方法	開示実施手数料の額 (算定基準)	法人文書の全体について開示の実施を受けた場合の基本額
例 1 A4 判文書 100 枚	①閲覧	100 枚までにつき 100 円	100 円
	②複写機により複写したものの交付	用紙 1 枚につき 10 円	1,000 円
	③電子媒体での交付	CD 1 枚につき 100 円 文書 1 枚につき 10 円	1,100 円
例 2 A4 判文書 50 枚	①閲覧	100 枚までにつき 100 円	100 円
	②複写機によりカラーで複写したものの交付	用紙 1 枚につき 20 円	1,000 円
	③電子媒体での交付	CD 1 枚につき 100 円 文書 1 枚につき 10 円	600 円

(2) 手数料の減免

生活保護を受けているなど経済的困難により手数料を納付する資力がないと認められる方については、開示請求 1 件につき 2,000 円を限度として、手数料の減額又は免除を受けることができます。減額又は免除を受けたい方は、「開示実施手数料の減額（免除）申請書」を提出してください。

(3) 手数料の納付

開示実施手数料は、提出される「法人文書の開示の実施方法等申出書」とともに相当額を現金または銀行振込によって納付してください。（銀行振込については、領収証書を添付してください）

3 事務所での開示の実施について

事務所における開示の実施を選択され、その旨「法人文書の開示の実施方法等申出書」により申し出られた場合は、開示を受ける当日、事務所に来られる際に、本通知書をご持参ください。

4 担当課室等

開示の実施の方法等、開示実施手数料の算定・納付方法、審査請求の方法等について、ご不明な点等がございましたら、本欄に記載した担当までお問い合わせください。

審査請求人又は審査請求人たる開示請求者
 審査請求人又は審査請求人たる第三者（原処分取消の場合及び原処分変更の場合）
 開示請求者（審査請求が第三者からなされた場合）
 参加人（開示請求者からの審査請求に係る原処分取消及び審査請求の棄却の場合）
 参加人（第三者からの審査請求に係る原処分取消及び原処分変更の場合）
 原処分の変更により原処分に比し追加的に開示しようとする情報の開示に反対
 する意思を表示していない参加人（開示請求者からの審査請求に係る原処分変更の場合のみ）
 製品評価技術基盤機構理事長（審査請求の場合）

様

{審査庁の長名、製品評価技術基盤機構理事長名}

裁決書の謄本の送付について

〇年〇月〇日付けをもって {あなた、貴社等、審査請求人名、審査請求人名} から提起された、製品評価技術基盤機構理事長が行った独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律 {第9条第1項、第2項} の規定に基づく [法人文書※] に係る {開示決定、不開示決定} に対する審査請求について裁決をしたので、行政不服審査法 {第51条第1項、第51条第4項} の規定に基づき、別添のとおり裁決書の謄本を送付します。

(注) 本文中の [法人文書※] の部分は、同一人から複数の審査請求が提起された場合は、どの法人文書に係る審査請求なのかを特定するために、開示決定通知書又は不開示決定通知書に記載した法人文書の名称又は当該開示決定等の文書番号を記載することとし、当該法人文書が複数ある場合には、「別添の {開示、不開示} 決定通知書に記載された法人文書」と記載し、別添として開示決定通知書又は不開示決定通知書を添付することとする。

〇〇〇第〇〇〇号
〇年 〇月 〇日

審査請求人又は審査請求人たる第三者（第三者からの審査請求を却下又は棄却する場合）
参加人であって開示請求者でない者（第三者からの審査請求を棄却する場合）
原処分の変更により原処分に比し追加的に開示しようとする情報の開示に反対する
意思を表示している参加人（開示請求者からの審査請求に係る原処分の変更の場合のみ）

様

〔審査庁の長名、製品評価技術基盤機構理事長名〕

審査請求に係る裁決の通知及び裁決書の謄本の送付について

〇年〇月〇日付けをもって〔あなた、貴社等、審査請求人〕から提起された、製品評価技術基盤機構理事長〇〇〇〇が行った独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）〔第 9 条第 1 項、第 2 項〕の規定に基づく〔法人文書※〕に係る〔開示決定、不開示決定〕に対する審査請求について裁決をしたので、法第 20 条〔第 1 号、第 2 号〕において準用する第 14 条第 3 項の規定に基づき下記のとおり通知するとともに、行政不服審査法〔第 51 条第 1 項、第 51 条第 4 項〕の規定に基づき、別添のとおり裁決書の謄本を送付します。

記

- 1 裁決の内容
別添裁決書の謄本中「主文」に記載のとおり
- 2 裁決の理由
別添裁決書の謄本中「裁決の理由」に記載のとおり

- 3 開示を実施する日

〇年〇月〇日（ ）以降（土・日曜日及び休日を除く。）

（注）原処分の変更により原処分に比し追加的に開示しようとする情報の開示に反対する意思を表示している参加人、審査請求の棄却又は却下の場合における審査請求人たる第三者又は審査請求の棄却の場合における参加人たる第三者に関する情報が開示されることとなった場合における開示を実施することができる期間の始期は、当該裁決書の謄本等を送付した日＋3日（郵送にかかる日数）＋2週間の日付を記載すること。

※ 本通知書が到達した日から開示を実施する日として記載されている日までの間に2週間の余裕がない場合には下記担当課までご連絡ください。

- 4 担当課

（注）本文中の〔法人文書※〕の部分は、同一人から複数の審査請求が提起された場合は、どの法人文書に係る審査請求なのかを特定するために、開示決定通知書又は不開示決定通知書に記載した法人文書の名称又は当該開示決定等の文書番号を記載することとし、当該法人文書が複数ある場合には、「別添の〔開示、不開示〕決定通知書に記載された法人文書」と記載し、別添として開示決定通知書又は不開示決定通知書を添付することとする。

〇〇〇第〇〇〇号
〇年 〇月 〇日

法人文書開示決定通知書

〔開示請求者〕 様

〔製品評価技術基盤機構理事長名〕

〇年〇月〇日付けで、別添（写し）のとおり請求を受け付けました法人文書の開示請求について、〇年〇月〇日付け〇〇〇第〇〇〇号をもって〔製品評価技術基盤機構理事長名〕が行った裁決により原処分が取り消されたので、〔行政不服審査法第 5 2 条第 2 項の規定及び独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第 9 条第 1 項の規定、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第 9 条第 1 項の規定〕に基づき、下記のとおり、改めて開示決定をいたしましたので通知します。

なお、開示の実施の方法等の申出については、この通知書を受け取った日から 30 日以内に、同封した「法人文書の開示の実施方法等申出書」により行ってください。また、「法人文書の開示の実施方法等申出書」は開示を受ける希望日の〇日前までには当方に届くようにご提出願います。

記

1 開示する法人文書の名称

2 不開示とした部分とその理由

※ この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）の規定に基づき、独立行政法人製品評価技術基盤機構理事長に対して審査請求をすることができます。

3 開示の実施の方法等

(1) 開示の実施の方法等 ※別紙の説明事項を必ずお読みください。

下表に記載した開示の実施の方法から希望する方法を選択することができます。

*

法人文書の種類・数量等	開示の実施の方法	開示実施手数料の額 (算定基準)	法人文書全体について 開示の実施を受けた場合 の基本額

上記開示手数料基本額から開示請求手数料 300 円を差し引いた額が実際の開示手数料となります。なお、上記開示手数料基本額は全文書を同一開示方法で開示した場合の額であり、分割を望む場合は、必ずしも一致しません。

※参考：開示請求書によって希望された方法の場合、実際の開示実施手数料は 円
郵送を希望の場合は、3（3）の郵便切手が別途必要です。
（開示請求書に開示の実施方法の希望がなかった場合は記載不要）

(2) 事務所における開示を実施することができる日時、場所

日時：○年○月○日（ ）～ ○月○日（ ）（土・日曜日及び休日を除く。）

9:30 から 17:00 まで（12:00 から 13:00 を除く。）

（注）原処分取消により、開示に反対する意思を表示する意見書を提出した第三者に関する情報が開示されることとなった場合における開示を実施することができる期間の始期は、裁決書の謄本等を送付した日+3日（郵送にかかる日数）+2週間の日付を記載すること。

場所：製品評価技術基盤機構（情報公開窓口）

東京都渋谷区西原2-49-10（Tel：03-3481-1928）

※ 記載された日時に不都合がある場合には調整することとなりますので、その場合は、お手数ですが、「4 担当課室等」に記載した担当までご連絡ください。

また、裁決書の謄本等を送達すべき第三者がいる場合、その送達の日等により、別途開示を実施することができる日の日程を調整することがあります。

(3) 写しの送付を希望する場合の準備日数、送料

<準備日数> 「開示の実施の方法等に係る申出書」が提出及び次に記載の送料が納付された日から1週間後までに発送予定

<送料> 通常郵便物 A4 判定形外の場合：〇〇円 CD 等の場合：〇〇円

「開示の実施方法等申出書」に上記金額の郵便切手を同封してください。

(4) 開示実施手数料の納付について

上記（1）で選択した方法での開示実施手数料（表の右端）を銀行振込により納付ください。

振込先 ●●銀行 ●●店番号：●●●●

●●預金 口座番号：●●●●●●●●

独立行政法人 製品評価技術基盤機構

※お振込の際はお名前の後ろに「ジ ョウホクカイ」等、情報公開手数料と分かるよう御記入ください。

なお、窓口での現金納付をご希望の場合は事前にご相談ください。

4 担当課室等

所属課室 氏名

電話番号

(別紙)

<説明事項>

1 「開示の実施の方法等」の選択について

開示の実施の方法等の申出については、この通知書を受け取った日から 30 日以内に、同封した「法人文書の開示の実施方法等申出書」に所要の開示実施手数料を納付して行ってください。

開示の実施の方法は、3(1)「開示の実施の方法等」に記載されている方法から自由に選択できます。必要な部分のみの開示を受けること（例えば、100 頁ある文書について冒頭の 10 頁のみ閲覧する等）や部分ごとに異なる方法を選択すること（冒頭の 10 頁は「写しの交付」を受け、残りは閲覧する等）もできます。一旦、閲覧をした上で、後に必要な部分の写しの交付を受けることもできます（ただし、その場合は、最初に閲覧を受けた日から 30 日以内に、別途「法人文書の更なる開示の申出書」を提出していただく必要があります。）。

事務所における開示の実施を選択される場合は、3(2)「事務所における開示を実施することができる日時、場所」に記載されている日時から、ご希望の日時を選択してください。記載された日時に都合がよいものがない場合は、お手数ですが、「4 担当課室等」に記載した担当までご連絡ください。なお、開示の実施の準備を行う必要がありますので、「法人文書の開示の実施方法等申出書」は開示決定通知書に記載された日までに当方に届くようにご提出願います。

また、裁決書の謄本等を送達すべき第三者がいる場合、その送達の日等により、別途開示を実施することができる日程を調整することがありますので、ご承知置きください。

写しの送付を希望される場合は、「法人文書の開示の実施方法等申出書」にその旨を記載してください。なお、この場合は、開示実施手数料のほかに、送料（郵便切手）が必要になります。

2 開示実施手数料の算定について

(1) 手数料額の計算方法

開示実施手数料は、選択された開示の実施の方法に応じて、定められた算定方法に従って基本額（複数の実施の方法を選択した場合はそれぞれの合算額）を計算し、その額が 300 円までは無料、300 円を超える場合は当該額から 300 円を差し引いた額となります。

(例)

150 頁ある法人文書を閲覧する場合：

100 枚までごとにつき 100 円 → 基本額 200 円 → 手数料は無料

150 頁ある法人文書の写しの交付を受ける場合：

用紙 1 枚につき 10 円 → 基本額 1500 円 → 手数料は 1200 円

150 頁ある法人文書のカラーの写しの交付を受ける場合：

用紙 1 枚につき 20 円 → 基本額 3000 円 → 手数料は 2700 円

150 頁ある法人文書のうち 100 頁を閲覧し、10 頁について写しの交付を受ける場合（残りの 40 頁は開示を受けない）：

閲覧に係る基本額 100 円 + 写しの交付に係る基本額 100 円 = 計 200 円 → 手数料は無料

150 頁ある法人文書の写しの交付を CD で受ける場合：

用紙 1 枚につき 10 円、CD 100 円 → 基本額 1,600 円 → 手数料は 1,300 円

但し、移送により複数の機関において開示が実施されることとなる場合（この場合、その旨開示請求者に通知されます。）には、開示決定が早く行われた法人文書について 300 円が控除されることになり、なお控除可能な残額がある場合には、次に開示決定が行われた法人文書について控除可能残額の調整を行うこととなります。

参考：開示実施手数料の額（枚数・基本額は例）

法人文書の種類・数量等	開示の実施の方法	開示実施手数料の額（算定基準）	法人文書の全体について開示の実施を受けた場合の基本額
例 1 A4 判文書 100 枚	①閲覧	100 枚までにつき 100 円	100 円
	②複写機により複写したものの交付	用紙 1 枚につき 10 円	1,000 円
	③電子媒体での交付	CD 1 枚につき 100 円 文書 1 枚につき 10 円	1,100 円
例 2 A4 判文書 50 枚	①閲覧	100 枚までにつき 100 円	100 円
	②複写機によりカラーで複写したものの交付	用紙 1 枚につき 20 円	1,000 円
	③電子媒体での交付	CD 1 枚につき 100 円 文書 1 枚につき 10 円	600 円

(2) 手数料の減免

生活保護を受けているなど経済的困難により手数料を納付する資力がないと認められる方については、開示請求 1 件につき 2,000 円を限度として、手数料の減額又は免除を受けることができます。減額又は免除を受けたい方は、「開示実施手数料の減額（免除）申請書」を提出してください。

(3) 手数料の納付

開示実施手数料は、提出される「法人文書の開示の実施方法等申出書」とともに相当額を現金または銀行振込によって納付してください。（銀行振込については、領収証書を添付してください）

3 審査請求等

この決定に対して不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）の規定に基づき、独立行政法人製品評価技術基盤機構理事長に対して審査請求をすることができます。

4 事務所での開示の実施について

事務所における開示の実施を選択され、その旨「法人文書の開示の実施方法等申出書」により申し出られた場合は、開示を受ける当日、事務所に来られる際に、本通知書をご持参ください。

5 担当課室等

開示の実施の方法等、開示実施手数料の算定・納付方法、審査請求の方法等について、ご不明な点等がございましたら、本欄に記載した担当までお問い合わせください。

記載要領と記載例は様式第4号を参照すること。

様式第 30 号（第三者からの審査請求において原処分を取消し、改めて開示請求者に不開示決定をする場合）

〇〇〇第〇〇〇号
〇年 〇月 〇日

法人文書不開示決定通知書

[開示請求者] 様

[製品評価技術基盤機構理事長名]

〇年〇月〇日付けで、別添（写し）のとおり請求を受け付けました法人文書の開示請求について、〇年〇月〇日付け〇〇〇第〇〇〇号をもって〔製品評価技術基盤機構理事長名〕が行った裁決により原処分が取り消されたので、〔行政不服審査法第 5 2 条第 2 項の規定及び独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第 9 条第 2 項の規定、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第 9 条第 2 項の規定〕に基づき、下記のとおり、改めて不開示決定をいたしましたので通知します。

記

1 不開示決定した法人文書の名称

2 不開示とした理由

* 担当課室等

様式第 31 号

(開示請求者からの審査請求において原処分を取り消す場合であって、参加人(原処分に当たり開示に反対する意思を表示する意見書を提出していた場合に限る)及び原処分に当たり開示に反対する意思を表示する意見書を提出した第三者であって参加人でない者に関する情報について開示しようとする場合)

〇〇〇第〇〇〇号
〇年 〇月 〇日

法人文書の開示決定について(通知)

参加人(原処分に当たり開示に反対する意思を表示する意見書を提出していた場合に限る)
原処分に当たり開示に反対する意思を表示する意見書を提出した第三者で
あって参加人でない者

様

[製品評価技術基盤機構理事長名]

{あなた、貴社等} から〇年〇月〇日付けで {参加人としてその処分に係る審査請求に参加する旨の申請、参加人としてその処分に係る審査請求に参加する旨の申請、「法人文書の開示に関する意見書」の提出} がありました法人文書については、〇年〇月〇日付け 〇〇〇第〇〇〇号をもって {製品評価技術基盤機構理事長名} が行った裁決を受け、改めて下記のとおり開示決定しましたので、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第 14 条第 3 項の規定に基づき通知します。

記

- 1 開示決定した法人文書の名称
- 2 開示することとした理由
- 3 開示を実施する日
〇年〇月〇日 () 以降

(注) 原処分の取消しにより、開示に反対する意思を表示する意見書を提出した第三者に関する情報が開示されることとなった場合における開示を実施することができる期間の始期は、裁決書を送付した日+3日(郵送にかかる日数)+2週間の日付を記載すること。

※ 本通知書が到達した日から開示を実施する日として記載されている日までの間に2週間の余裕がない場合には下記担当までご連絡ください。

* 担当課室等

様式第 32 号（開示請求者からの審査請求において原処分が変更された場合であって、原処分について情公法 14 条 3 項の規定に基づく通知を受けた者であって参加人でない者へ原処分の変更を通知する場合）
（第三者からの審査請求において原処分が取り消された場合及び原処分が変更された場合であって、原処分について情公法 14 条 3 項の規定に基づく通知を受けた者であって審査請求人又は参加人でない者へ原処分の取消し又は変更を通知する場合）

〇〇〇第〇〇〇号
〇年 〇月 〇日

行政処分の【取消し、変更】について（通知）

原処分について情公法 14 条 3 項の規定に基づく通知を受けた者であって審査請求人又は参加人でない者

様

〔製品評価技術基盤機構理事長名〕

〇年〇月〇日付け〇〇〇第〇〇〇号をもって独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第 14 条第 3 項の規定に基づき、【あなた、貴社等】から「法人文書の開示に関する意見書」の提出がありました法人文書の【開示決定、開示決定等】について【あなた、貴社等】に通知しましたが、〇年〇月〇日付けをもってその処分を【取消し、変更】しましたので、行政不服審査法第 5 2 条第 4 項の規定に基づき下記のとおり通知します。

記

1. 【取り消す、変更する】こととした【開示決定、開示決定等】

2. 処分を【取り消す、変更する】こととした理由

3. 開示を実施する日
〇年〇月〇日（ ）以降

（注 1）原処分の変更により原処分に比し追加的に開示しようとする情報の開示に反対する意思を表示する意見書を提出した参加人に関する情報が開示されることとなった場合における開示を実施することができる期間の始期は、審査請求に係る裁決書の謄本等を送付した日 + 3 日（郵送にかかる日数） + 2 週間の日付を記載すること。

（注 2）原処分を取り消し、改めて不開示決定するときは本項についての記述は不要。

〇〇〇第〇〇〇号
〇年 〇月 〇日

訴訟事件の遂行について（依頼）

[〇〇地方法務局長] 殿

[製品評価技術基盤機構理事長]

〇年〇月〇日付けで〇〇地方裁判所から、原告〇〇外〇〇名、被告〔法人機関の長〕の〇〇地方裁判所民事第一部〇年（行ウ）第〇号法人文書不開示決定取消請求事件の訴状の送達がありましたので、訴訟の遂行方お願いしたく、国の利害に関係のある訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律第 6 条の規定に基づき依頼します。